

疾患別 受け入れ基準

※発症後の日数は、発症日を0日目として数える

病名	病児保育	病後児保育
	急性期を過ぎ 回復期に至らない時期(38.5未満)	回復期
新型コロナウイルス		発症日を0日目として5日間、症状軽快後24時間を経過してから
インフルエンザ	発症後3日目から 38.4℃以下で食事・水分の摂取が可能	発症後5日かつ解熱後3日を経過してから
はしか(麻疹)		解熱後3日を経過してから
風疹		発疹が消失してから
水疱(水ぼうそう)	38.4℃以下で食事・水分の摂取が可能	すべての発疹がかさぶたになってから
流行性耳下腺炎 (おたふく風邪)	発症後4日目から 症状の回復傾向がみられたら	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹発現後5日経過、かつ全身状態が良好になってから
咽頭結膜炎(プール熱)	症状が安定していれば	主な症状が消失後、2日を経過してから
流行性角結膜炎	結膜炎の症状が軽快してから利用可能	症状が消失してから
百日咳	抗菌薬を内服していれば利用可能	咳消失後または5日間の抗菌性物質製剤による治療終了後
溶連菌感染症	抗菌薬を飲み始めていれば利用可能	抗菌薬服用後24~48時間経過してから
手足口病	発症後1日目から 症状が安定していれば利用可能	普段の食事が摂れるようになってから
マイコプラズマ肺炎	抗菌薬を内服していれば利用可能	発熱や激しい咳が治まってから
伝染性紅斑(リンゴ病)	希望があれば利用可能	全身状態がよくなってから
ウイルス性胃腸炎 (ノロ、ロタ、アデノ他)	38.4℃以下で食事・水分の摂取が可能 過去24時間以内に下痢・嘔吐の症状がない	症状が治まり普段の食事が摂れるようになってから
ヘルパンギーナ	発症後1日目から 症状が安定していれば利用可能	普段の食事が摂れるようになってから
RSウイルス感染症	症状が落ち着いていれば利用可能	呼吸器症状が消失してから
突発性発疹	医師による病児保育の許可があれば利用可能	解熱し機嫌よく全身状態がよいこと
伝染性膿痂疹 (とびひ)	発症時から利用可能	皮が乾燥しているか、湿潤部分が被覆できる程度のものであるもの
腸管出血性大腸菌感染 (O-157など)	症状が改善し医師により感染の恐れがないと認められたら希望があれば利用可能	症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの
帯状疱疹	症状が軽快したら利用可能	すべての発疹がかさぶたになってから
骨折	集団生活が難しい場合 要相談	集団生活が難しい場合 要相談

【厚生労働省「保育所における感染症ガイドライン」を参考とする】